

党京都府連経由で自治体議員に、選挙買収になると分かっていてお金を配ったと報じられています。二之湯大臣、これは事実ですか。

○二之湯国務大臣 今、委員、私の政治資金に關しまして御質問ございましたけれども、私は、自分の政治資金は法に即して適正に処理しておりますし、その概要は私の政治資金収支報告書を御覧いただければ納得いただけると思います。

ただ、後段の、自由民主党京都府連のことに關しましては、私も報道で昨日知ったわけでございます。

自由民主党京都府連が国会議員から政治資金を寄附を受けて、各府会議員、京都市会議員にそれを再度政治活動資金として配付しているという事実は、そのとおりでございます。

○城井委員 配っているのはそのとおりということでございます。

では、今ほどの二之湯大臣の御本人の部分についても前段で触れていただきましたが、平成二十八年の、御自身が、二之湯大臣が立候補された参議院選挙に当たって、自民党京都府連経由で自治体議員にお金を配りましたか。

○二之湯国務大臣 それは、私の政治資金収支報告書にも、そのようなことが記載されております。

これは、あくまでも、私どもは、政党の党勢拡大に使ってください、こういう趣旨でございます。個々の議員の選挙活動に使ってください、こういうことではない、こういう認識でございます。○城井委員 今、二之湯大臣が配っていたというふうに答弁いただいた、その平成二十八年のお金

については、政治資金収支報告書を私も確認をいたしましたして、恐らくこれのことかと思いますが、平成二十八年の参議院選挙、これは七月でしたが、その前、平成二十八年四月二十七日付の、自民党京都府連に、二之湯大臣が代表者を務める自由民主党京都府参議院選挙区第三支部から九百六十万円の交付金を支出している、このことを指しているということでしょうか。

○二之湯国務大臣 委員、日付はいつでございますか。（城井委員「四月二十七日」と呼ぶ）四月でしたね、まず、そういうことですね。

自由民主党の政党活動は、国会議員だけじゃなくて、党所属の地方議員も含めて、党勢拡大に一生懸命努力している、こういうことでございますから、そのとおりですね。

○城井委員 使い道は党勢拡大ということでしたが、ただ、参議院選挙の直前の時期の支出であるという点は指摘しておきたいと思えます。

その上で、大臣、この支出、府連への交付金支出は、この九百六十万円という規模、毎年の支出ですか。

○二之湯国務大臣 毎年ではございません。

○城井委員 大臣、今御答弁いただきましたように、実は、この前後の年は、京都府連への交付金支出は、平成二十七年は二百六十万円、平成二十八年はゼロ円でした。ですので、この平成二十八年の九百六十万円は明らかに突出した支出だという点を御指摘申し上げたいと思えます。では、なぜこの年だけこんなに支出をされたのか。大臣、理由をお願いします。

○二之湯国務大臣 今申しましたように、選挙というものは、もちろん個人の選挙もございませけれども、党全体で取り組まなければならない。そして、私ども、国会議員も、党本部の方から党勢拡大のためにいろいろな政党交付金を交付されておるわけでございます。そのお金を、共に同志である地方議員にも配付して、そしてお互い自由民主党のために頑張ろう、こういうことでございますから、そうなっておるわけでございます。

○城井委員 なぜ御自身の、二之湯大臣の立候補される参議院選挙の前だけこんなに金額が多かったかというのが、今の御説明だと分らないんです。毎年協力をしているということならば、理由になるかもしれない。この直前に、李下に冠を正さずという言葉もあります、この選挙の直前に九百六十万円、この理由が何かというのが今の御説明だと分らないんですが、もう一度お願いしたいですか。

○二之湯国務大臣 参議院選挙は毎回七月ですね、行われるのは、それは四月ということですね。そんな直近ではないと私は思っております。そういう認識の違いがあるわけでございます。

私としましては、これを京都府連が適切に法に照らして処理しているということで、私はそのお金の使い道については知らない、こういうことでございます。

○城井委員 あと幾つか伺おうと思えますが、大臣、今回のこの九百六十万円の支出は、御自身からの申出ですか。それとも、自民党京都府連のシステムや仕組みに基づいて出されたものですか。

つまり、参議院選挙前に京都府連から何らかの指示があつてこれを出してくださいという話だったのか、この点を確認させていただきます。

○二之湯国務大臣 これは私個人のあれでござい
ます。

○城井委員 個人の判断ということではござい
ますが、今回、報道の中でも一つのポイントになっ
ているのは、こうした仕組みがあるというのを書
いてある引継書があるかないか、こういう話にな
っております。

そこで、伺います。

二之湯大臣が前回出馬をされた平成二十八年の
選挙の前、二年前ぐらいになるかなと思つて
が、平成二十五年から二十六年のあたりというの
は、二之湯大臣はこの自民党京都府連の中でど
のような役職におられましたか。

○二之湯国務大臣 平成二十六年ですか。（城井
委員「五年から二十六年にかけてのあたり」と呼
ぶ）私は京都府連の会長をしていたと思つて
だけれども、今おっしゃつておりますように、そ
の文書の存在というのは全く私は知りません。

○城井委員 まだ聞いていないんですが、今伺
いたかったのは、では、その府連会長当時に事務局
長は替わられましたか。あるいは、府連会長を退
いて次の会長に替わるときに事務局長の引継ぎが
ありましたか。

○二之湯国務大臣 はっきりと記憶はないん
です、あの当時、府連の事務局長はお二人の警察の
○Bの方がいらつしやいました、そして事務局
長と事務局長心得という方がいらつしやつた、その

ようなことを記憶しております。

○城井委員 その当時の引継ぎの段階ということ
なんです、引継書を作成されたときとされる当時の
府連の事務局長から当時の二之湯府連会長に、引
継ぎについての相談があつたか、この
点をお願いします。

○二之湯国務大臣 ございませぬ。

○城井委員 今の点は重要な御答弁だと思つ
ます、また議事録精査をいたしたいと思います。

さて、ここまで、自民党京都府連所属の二之湯
大臣に事実確認をまず申し上げます。伺う限り、
実態はまだ明らかではないというふうに感じてい
ます。

二〇一九年の参議院選挙でも、昨年の衆議院選
挙でも、自民党京都府連からお金が配られたとの
複数の地方政治家の証言も報じられています。国
政選挙のたびに慣例化をもししていたならば、組
織ぐるみでの選挙買収の意図が色濃く疑われると
いうことになります。

真相を明らかにするべく、本日の二之湯大臣か
らの御答弁を改めて検証いたしました、国会でも
ただしてまいりたいと思つています。

それでは、次の質問に参りたいと思つ
ます。次に、国家試験、特に医療、介護関係の追試験
対応について、厚生労働大臣にお伺いをいたしま
す。

一月三十一日に行われた介護福祉士の国家試験
は、新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触者は受験を認
めていませんでした。追試験もありませんでした。
今真つ盛りの医療従事者の国家試験、パネルや

お手元資料でもお配りをしました。御覧ください。
濃厚接触者は、検査で陰性、受験日も無症状で、
別室受験ということになるそうであります。感染
者は受験ができず、追試験もありません。新型コ
ロナの影響を受けた国家試験の受験者には、せめ
て追試験の機会をとの声が全国から寄せられてい
ます。

これまでも同僚議員から数度にわたつてこの質
疑はあつたと存じます。ただ、そのときに議論が
できていなかった点を今日は伺いたいと思つ
ます。厚生労働大臣、この各国家試験、予備の問題、大学
入学共通テストでいいますと緊急対応問題とい
う追試験とは別にもう一段階準備をしてあるん
ですが、こうした国家試験の予備の問題というの
は準備をされているんじゃないですか。

○後藤国務大臣 医療、介護関係職種である医師、
介護士、介護福祉士、看護師等の国家試験に関
しまして、国家試験の問題作成のプロセスなど具
体的な内容については、機密性を厳に確保する観
点から、お答えすることは困難ではあるんですけ
れども、少なくとも、お尋ねの追加試験を実施す
るために必要な試験問題を作成、確保しているか
という点については、そういう作成、確保してい
る状況にはありません。

○城井委員 それはおかしいですね。

私も公開情報を丹念に調べてみました。過去に、
評価は様々ありますが、事業仕分という政府の取
組がございまして、その中で、各国家試験を作成
している作成主体もその事業仕分での聞き取り対
象になつていて、その中で幾つか、国家試験をど

(説明)

1. 経緯

- 令和3年10月6日付で原告準備書面(2)が提出された。これを受け、同年12月8日付で被告国第3準備書面を提出した。

2. 被告国第4準備書面の提出

- **法務省と協議の上**、別添のとおり、被告国第4準備書面を提出することとしたい。

3. 今後のスケジュール

令和3年12月15日(水) 進行協議期日

(以上)

請求の原因

第1 事案の概要について

本件は、学校法人森友学園(以下「森友学園」という。)に対する国有地売却問題(以下「森友学園案件」という。)に関し、財務省近畿財務局の職員であった亡赤木俊夫(以下「亡俊夫」という。)が、被告佐川宣寿(以下「被告佐川」という。)ら幹部の指示に基づき3~4回にわたり決裁文書の改ざんを強制されたことや、かかる改ざん作業及び国会対応等のため長時間労働や連続勤務に従事したことによる心理的負荷が過度に蓄積した結果、平成29年7月上旬頃うつ病を発病し、平成30年3月7日に自殺したことから(以下「本件自殺」という。)、原告が、被告国に対しては国家賠償法に基づく損害賠償の請求を、被告佐川に対しては民法709条に基づく損害賠償の請求を行う事案である。

第2 本件訴訟の目的について

本件訴訟の目的は、第1に、なぜ亡俊夫が本件自殺に追い込まれなければならなかったのか、その原因と経緯を明らかにする点にある。原告は、愛する亡俊夫がなぜ本件自殺に追い込まれたのか、その真相を知る権利を有するし、かつ、義務があると考えている。亡俊夫が本件自殺に追い込まれた原因と経緯がうやむやにされ、本件自殺が無かったことにされることは、原告にとって到底受け入れられるものではない。

第2に、行政上層部の保身と忖度を目的とした軽率な判断や指示によって、現場の職員が苦しみ自殺することが二度と無いようにする点にある。原告は、本件訴訟を通じて行政内部の様々な問題点が明らかとなり、今後これらの問題点を踏まえて適切な対策が取られることで、亡俊夫のように自殺に追い込まれる現場の職員が二度と現れないことを心から願っている。

第3に、亡俊夫の遺志に基づき、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行われ、その結果、どのような嘘の答弁が行われたのかについて、公的な場で説明するという点にある。亡俊夫は、本件自殺の直前に作成した手記において、「この事実を知り、抵抗したとはいえ関わった者としての責任をどう取るか、ずっと考えてきました。事実を、公的な場所でしっかりと説明することができません。今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。(55才の春を迎えることができない儚さと怖さ)」と記載した。すなわち、亡俊夫は、生前、森友学園案件に関連して行われた改ざん等について自ら説明をすることを望んでいた。しかし、うつ病の発病と本件自殺によって自ら説明することはできなかった。

被告らは、かかる本件訴訟の目的を十分に踏まえた上で、法律上及び事実上の主張を真摯に行い、誠実に証拠を提出し、証人尋問に協力すべきである。

出典：赤木さん損害賠償請求事件「訴状」より抜粋
令和4年2月14日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

第1 請求の趣旨に対する答弁

被告国は、被告国の令和2年7月8日付け答弁書第1(3ページ)における請求の趣旨に対する答弁を次のとおり変更する。

原告の被告国に対する請求を認諾する。

第2 請求を認諾するに至った理由

被告国は、これまでに、原告の求めを踏まえ、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、労働時間や公務災害認定に関する資料、原告の夫(亡俊夫)が作成したファイル一式(本件文書の写し)など、本件審理に必要な資料を可能な限り提出してきた。令和3年10月、原告から、上記資料に基づく請求原因についての追加主張が一通り行われたため、その内容も踏まえて検討したところ、原告の夫が、強く反発した財務省理財局からの決裁文書の改ざん指示への対応を含め、森友学園案件に係る情報公開請求への対応などの様々な業務に忙殺され、精神面及び肉體面に過剰な負荷が継続したことにより、精神疾患を発症し、自死するに至ったことについて、国家賠償法上の責任を認めるのが相当との結論に至った。

そうである以上、いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、また、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本事案の性質などに鑑み、原告の請求を認諾するものである。

以上

(パネル写し)

出典：赤木さん損害賠償請求事件「被告国第4準備書面」より抜粋
令和4年2月14日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

森友文書、新たに20件300ページ 財務省が提出

2018年2月9日 13時35分

シェア

ツイート

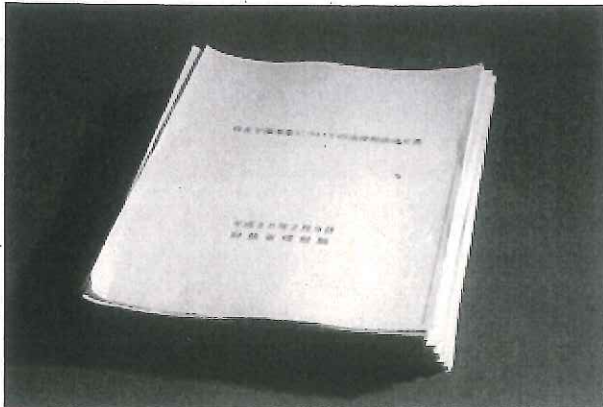
ブックマーク

メール

印刷

list

46



財務省が提出した「森友学園」との交渉内容が含まれる新たな文書のコピー

学校法人「森友学園」（大阪市）への国有地売却問題で、財務省は9日、学園側との交渉内容が含まれる新たな20件の文書を国会に提出した。計約300ページに及ぶ。昨年2月の問題発覚後、国会は関連文書の提出を求めてきたが、同省の佐川宣寿・前理財局長（現・国税庁長官）は交渉記録を「廃棄した」と説明していた。

財務省が公表した森友学園側との交渉内容が含まれる文書

財務省が新たに提出したのは、学園が土地を買う前に賃貸契約を結ぶ交渉をしていた2013年9月～15年4月に省内で作成された文書。9日、参院予算委員会の理事懇談会と衆院予算委理事会に出した。

同省は1月、大学教授らの情報開示請求に対し、それまで公開していなかった学園との交渉内容が含まれる5件の文書を開示。省内で法的な問題がないか、担当部署間で検討した内容などが記され、学園側の要求なども書かれていた。

[PR]

同省は2月1日の予算委で「開示請求への対応の過程で文書があることに気づいた」と説明。ほかにも同様の法的な検討についての文書があると認め、「（文書中に）不開示情報がないか確認している」として確認が終わり次第、国会に提出する考えを示していた。

参院予算委員会の石井準一・与党筆頭理事（自民党）は9日、文書が提出されていなかったことについて「委員会の権威を傷つけるもの。財務省に重く受け止めるよう、猛省を促した」と述べた。1日の予算委で文書提出を求めた共産の辰巳孝太郎参院議員は「国会が求めた資料が出されずに今まできたのは重大」と批判している。

交渉関連記録が新たに続けて出てきたことで、森友問題をめぐる安倍政権の姿勢が改めて問われることになる。自民党内では危機感が高まっており、佐川氏の国会招致に応じるかが焦点になる。

毎日新聞デジタル版 2018年2月9日 配信ニュース

令和4年2月14日（月）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要
(平成 30 年 7 月 27 日(金曜日))

(前略)

財務省としては今新しく申し上げた新体制において様々な課題に当たっていきませんが、一連の問題を真摯に反省するとともに信頼の回復に向けて財務省の再生に取り組むことが最も重要、極めて重要だと思っております。このため具体的にはまず事務次官を議長として各局の総務課長らを構成員とするコンプライアンス推進会議を立ち上げ、大臣官房と各局との連携を強化するなど全省的にコンプライアンス、内部統制等の体制を整備させていただきたいと思っております。また、再生に取り組むに当たっては役人の目線だけではなくて民間の最先端の知識を取り入れることが大事ということから、本日ボストン・コンサルティンググループの秋池玲子氏を財務省参与に任命し、今後の取り組みを主導していただくこととしております。秋池氏に対しては、時代にふさわしい仕事のやり方、価値観の持ち方等についての総ざらいを行ってもらい、コンプライアンス、内部統制についての体制整備や意識改革を含めて中長期的な視点も踏まえて必要な取り組みを主導していただくということで依頼をさせていただきたいと思っております。秋池氏はご存じのように財制審の委員でもありますし、国家戦略特区の委員もお願いしておりますし、現場をベースにした企業再生の専門家としての経験もありますので、内外の組織再生に関するベストプラクティスにも詳しい方だと思っております。今後財務省の再生に向けて、まずはご自身の目で現場の状況を確認していただき、課題を見極めた上で必要な取り組みを主導していただきたいと考えております。

(後略)

出典：財務省ウェブサイト

https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20180727.htm より抜粋

行政文書の作成（打合せ等の記録作成）

- 意思決定過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう文書を作成。
- 政策立案や事務・事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、行政文書を適切に作成。
(例：事務・事業の実施方針等に影響を及ぼす連絡会議、意見交換会、審議会等については、会議の記録等を作成する。)

ポイント

- 当該打合せ等が何らかの意思決定を伴わない場合であっても、その打合せ等における発言内容が政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす場合には、最終的な意思決定内容のみならず、検討の経緯・過程に係る打合せ等の内容についても、意思決定過程や事務及び事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう、記録を作成。
 - ※ 審議会等や懇談会等については、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成。
 - ※ 打合せ等の名称（「意見交換会」「面会」等）や、実際に打合せ等を行った職員の役職や人数等は文書作成の判断基準ではない。

第九條 政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 人事評価について、次に定めるところにより行うものとする。
 - イ 国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること。
 - ロ 業績評価に係る目標の設定は、所属する組織の目標を踏まえて行わなければならないものとする。
 - ハ 職員に対する評価結果の開示その他の職員の職務に対する主体的な取組を促すための措置を講ずること。
- 二 職務上知ることのできた秘密を漏らした場合その他の職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合における懲戒処分について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置を講ずること。
- 三 **国家賠償法**（昭和二十二年法律第百二十五号）に基づく求償権について、**適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。**

出典：国家公務員制度改革基本法 条文 第九條 抜粋

7 基本法に基づくその他の措置

(1) 国家戦略スタッフ・政務スタッフ

国家戦略スタッフについては、内閣官房に「国家戦略局長」、「国家戦略官」、「内閣政務参事」及び「内閣政務調査官」を新設するとともに、内閣総理大臣補佐官を増員することとし、また、政務スタッフについては、各府省に「政務調査官」を新設することとする。

このため、「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」において、これらの措置を講ずることとしている。

(2) 政官接触に関する記録の作成、保存等

職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存等については、「政・官の在り方」（平成21年9月16日閣僚懇談会申合せ）の措置を着実に実施していくこととする。

また、行政過程に係る記録の作成、保存その他の管理については、関連する法律（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。平成23年4月1日施行）を含む。）に基づき、適切に行うこととする。

(3) 懲戒処分の適正かつ厳格な実施

懲戒処分の適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置については、各府省において、これまで公益通報処理ガイドラインの策定、懲戒処分実施手続の明確化等の体制整備、懲戒処分案件の公表等の透明性の確保等、様々な措置が講じられてきたところであり、今後においても、これまでに講じてきた措置を着実に実施し、懲戒処分の適正かつ厳格な実施の徹底を図ることとする。

(4) 求償権の適正かつ厳格な行使

国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく求償権を適正かつ厳格に行わせるため、各府省において、**国家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にすることとする。**なお、各府省における求償権の存否等の判断に当たって、**必要がある場合には、法務省の「法律意見照会制度」を活用することとする。**

出典：「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」

平成23年4月5日 国家公務員制度改革推進本部決定 より抜粋
令和4年2月14日（月）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和2年(ワ)第2625号 損害賠償請求事件

原告 赤木雅子

被告 国ほか1名

準備書面1

令和3年12月15日

大阪地方裁判所第8民事第部合議2係 御中

被告佐川宣寿代理人

弁護士

同

同

同

同



1 公権力の行使に当たる国の公務員がその職務を行うにつき故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責めに任じ、公務員個人はその賠償責任を負わないというのが最高裁判所の確立した判例である(最高裁判所昭和30年4月19日第三小法廷判決・民集9巻5号534号、最高裁判所昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁等)。特に、上記昭和53年判決は、公務員個人が被害者に対して直接責任を負うか否かという点について下級審の中に折衷説(故意又は重過失がある場合に限って直接個人責任を負うとする見解)をとるものがあつた中で、最高裁が重ねて否定説をとることを明らかにした点に意義があることを指摘しておく(最高裁判所判例解説・民事篇昭和53年度470頁/篠田省二調査官解説参照)。

2 被告佐川との関係において、原告は、今般提出された原告準備書面(3)においても独自の主張を展開するのみである。答弁書でも述べたとおり、**国家賠償法1条1項の適用がある以上、公務員個人が責任を負うことはないというのが確立した判例であり、本件において被告佐川が対外的個人責任(民法709条)を負うとの主張はそれ自体失当である。また、被告佐川の退職後の事情に基づく原告の主張についても答弁書で指摘したとおりである。**

3 以上のとおり、被告佐川に対する原告の請求に何ら理由がないことはもとより明白である。**裁判所におかれては、直ちに被告佐川との関係で審理を終結し、その上で、一刻も早く被告佐川に対する請求を棄却すべきである。**

以上

となど許されないという認識はありますか。そして、こうした安倍政権時代からの異常な体質に徹底的にメスを入れてうみを出し切るべきではないでしょうか。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） おっしゃるよう
に、公文書あるいは統計というものは、現在、未
来の国民に対する政府の説明責任を果たすために
重要なものであり、民主主義の根幹であると思
います。

こうした大切な統計あるいは文書に関する様々
なこの不祥事についてしっかりと反省し、二度とこ
うしたことが起こらないためにはどうしたらいい
のか、これを真剣に考えていく。私の政府におい
てもしっかりとそれを行っていきたいと考えます。
○小池晃君 しっかりと反省し、二度と起こらない
と、起こさないというこの関係で、森友問題に
ついて聞きます。

赤木俊夫さんの妻、雅子さんが国を訴えた裁判
財務大臣、なぜこれまでの主張を突然翻して裁判
を終わらせたんでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） まず、この度、国の
責任を認めるに当たりまして、改めまして財務省
を代表して、高い志と倫理観を持ち、真面目に職
務に精励していた赤木俊夫さんに改めて哀悼の誠
をささげますとともに、御遺族に対しては、公務
に起因して自死という結果に至ったことにつき、
心よりおわびを申し上げ、謹んでお悔やみを申し
上げます。

今回認諾をいたしました訴訟は、赤木氏が公務
による心理的、肉体的負荷を原因として亡くなっ
たことに関する損害賠償請求訴訟です。財務省と
しては、本年十月の口頭弁論期日において原告側
の主張の全体像が示され、その内容も踏まえて方
針を検討した結果、国の責任は明らかとの結論に
至りました。

したがって、いたずらに訴訟を長引かせること
も適切ではなく、国の責任を認め、少しでも早く
賠償を行うことが適切と考え、認諾、つまり国の
損害賠償義務を認める判断に至ったものでありま
す。

真相究明につきましては、国としては訴訟の中
で、これまでも裁判所の訴訟指揮に従いつつ、い
わゆる赤木ファイルなど訴訟審理に必要な資料を
裁判所に提出し、一般の認諾に際しましても、新
たな資料の提出を含め、原告の求めに可能な限り
対応するなど、できる限り丁寧な対応に努めてま
いりました。このように、国としては誠意を持っ
て本件訴訟に対応してきたと認識しております。
また、情報公開に係る別途の訴訟に関しまして
は引き続き係属中でございますので、真相究明に
ついても、裁判所の訴訟指揮に従い、今後とも真
摯にその中で対応してまいりたいと思っております。

○小池晃君 法務省に聞きます。
今まで国を被告とする民事訴訟で認諾したのは
何件で、どのような事案でしょうか。

○政府参考人（武笠圭志君） お答え申し上げま
す。

お尋ねの件につきましては、過去に請求の認諾
をしました事案を網羅的に把握していないため、
全てをお答えすることは困難でございますが、そ
の上で、調査の結果判明した限りであります。今
回の近畿財務局職員の御遺族が提起された国家
賠償請求訴訟を除き、国を被告とする訴訟におい
て国が請求の全部又は一部を認諾した事案として
は、少なくとも四件存在することを確認しており
ます。（発言する者あり）

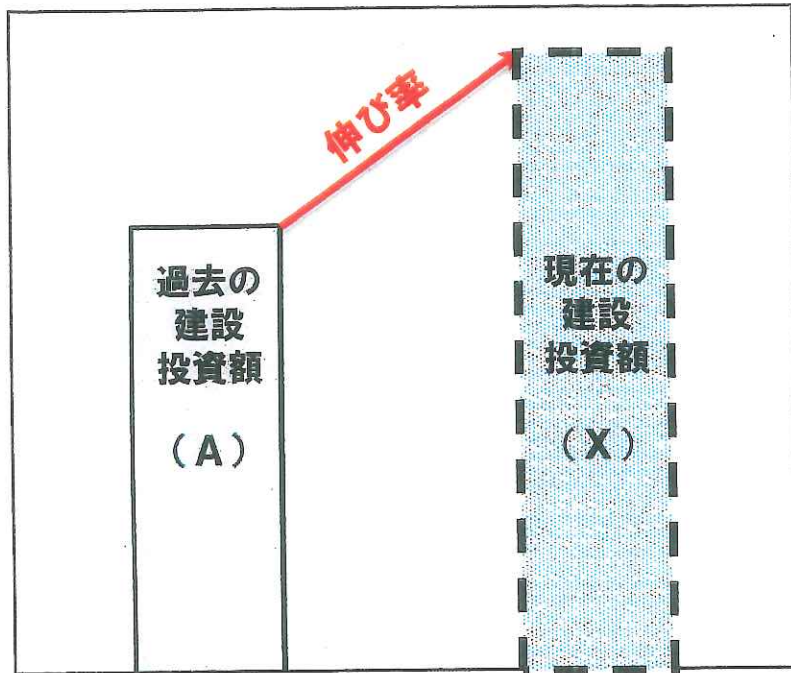
申し訳ございません。その概要でございますが
れども、一つは、検察官が起訴後に接見に関する
指定をしたことにつきまして損害賠償を求めた事
案、それから海難事故の被災者の遺族等が遺骨の
返還等を求めた事案、それから無罪判決を受けた
元厚生労働省局長が損害賠償を求めた事案、そし
て、特定非営利活動法人が行政機関の保管する情
報の公開に関する法律に基づいて開示請求をし
ました行政文書を開示しない決定につきまして損害
賠償等を求めた事案でございます。

○小池晃君 最後の四件目は日米合同委員会の議
事録の情報公開ですね。いずれも事案の詳細が明
らかになるのを避けるためのものはかりなんです
よ。

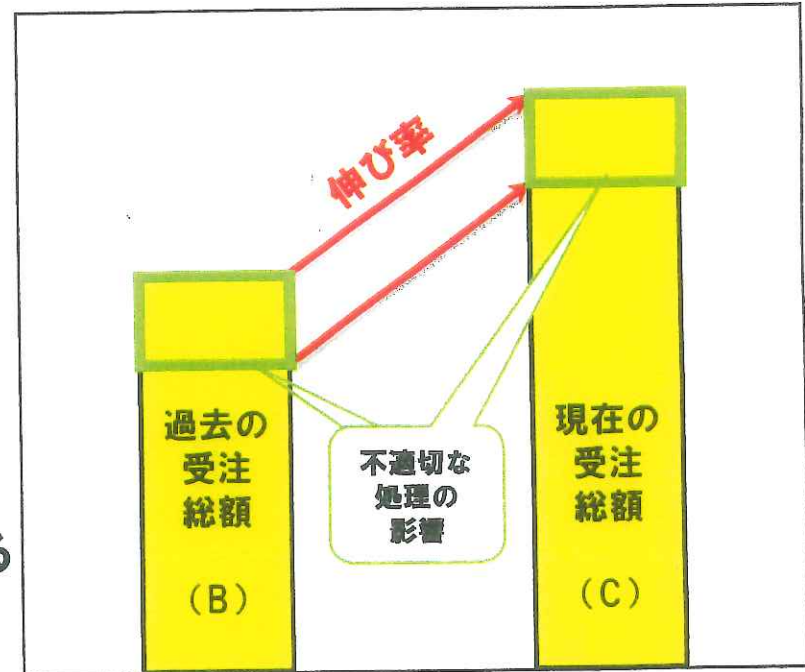
訴状では、この裁判の第一の目的は、なぜ赤木
俊夫氏が自殺に追い込まれなければならなかった
のか、その原因と経緯を明らかにする点にあると

建設総合統計と受注統計の関係

建設総合統計



受注統計



⇔

伸び率は
同じと
考えられる

$$\text{現在の各月の建設投資額 (X)} = \text{過去の建設投資額 (A)} \times$$

受注統計に基づく現在の各月の受注総額 (C)

受注統計に基づく (A) と同年度の受注総額 (B)

(受注総額の伸び率)

建設総合統計について

<建設総合統計の遡及改定>

建設総合統計では、補正率に直前年度の建設投資額とその年度の受注統計に基づく元請受注高を利用している。(毎年4月分の公表に合わせて、建設投資額の年度を更新する遡及改定をおこなっている。)

<受注統計の不適切な処理による建設総合統計への影響>

2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度
$\begin{matrix} (C) \\ \text{H30年度} \\ \text{着工} \end{matrix} \times \frac{\begin{matrix} (A) \\ \text{H30年度 建設} \\ \text{H30年度 受注} \end{matrix}}{\begin{matrix} (B) \\ \text{H30年度 受注} \end{matrix}}$ <p>①② ③⑥</p>	$\begin{matrix} (C) \\ \text{R元年度} \\ \text{着工} \end{matrix} \times \frac{\begin{matrix} (A) \\ \text{H30年度 建設} \\ \text{H30年度 受注} \end{matrix}}{\begin{matrix} (B) \\ \text{H30年度 受注} \end{matrix}}$ <p>①②③ ④⑥</p>	$\begin{matrix} (C) \\ \text{R2年度} \\ \text{着工} \end{matrix} \times \frac{\begin{matrix} (A) \\ \text{H30年度 建設} \\ \text{H30年度 受注} \end{matrix}}{\begin{matrix} (B) \\ \text{H30年度 受注} \end{matrix}}$ <p>②③④ ⑤⑥</p>	$\begin{matrix} (C) \\ \text{R3年度} \\ \text{着工} \end{matrix} \times \frac{\begin{matrix} (A) \\ \text{H30年度 建設} \\ \text{H30年度 受注} \end{matrix}}{\begin{matrix} (B) \\ \text{H30年度 受注} \end{matrix}}$ <p>⑤⑥ ①② ③⑥</p>

凡例

着工：着工相当額
建設：建設投資額
受注：受注総額

★ 丸数字は、建設工事受注動態統計調査における不適切な処理

- ①過去月分を合算(調査票を書き換え)
- ②推計方法が不正確(大手50社の算入)
- ③二重計上
- ④国において前月分のみ合算
- ⑤一部都道府県において合算処理継続
- ⑥完成予定年月を修正

(パネル写し)

出典：国土交通省作成資料

令和4年2月14日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

検証委員会の事実認定、評価等

※報告書を基に国交省にて作成

第4章 事実認定関係

第5章 評価

第6章 原因論

第7章 再発防止策

1. 合算問題

○H12の建設受注統計の開始時点から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月調査票の「受注高」に合算するよう、統計室から都道府県に指示。(P13イ)

○合算した理由の係長供述。①過月分調査票を遡及的に組み込むことは実務上困難、②完全に除外すると、年間受注高が正しい数値を下回るため、合算した方が年間受注高が正確、③完全に除外すると、調査票裏面の個別工事内訳情報が活用できなくなる。(P15)

○H21年度からの推計方法の見直しの検討の結果、H25.4から、回収率の逆数を乗じて推計する方法による欠測値補完を開始したが、この際合算処理を継続した結果、二重計上問題が発生。(P17ウ)

○二重計上を認識しつつ、あえて大きな数字を公表する等の作為的な意図は認められなかった。時の政権のために本件二重計上を生じさせたことは確認できなかった。(P18-19)

○H31.1の一斉点検の際、係長が合算問題は調査項目ではないが、報告した方がよい旨を補佐、企画専門官に相談したが、報告されなかった。(P21)

○室長はR1.6頃に合算を、遅くともR1.11頃には二重計上を認識。課長、局長級の政総審もR1.12に認識。その後、会計検査院や総務省に十分な説明を行わず、合算処理廃止はR3.4分から。(P23-31)

○この間R1.12分からは、政総審の了解を得、都道府県での合算をやめる指示を出し、課長判断で前月分合算に変更し、統計室でマスクテープを貼り合算していた。(P24-25)

2. 二重計上問題

3. 事後対応問題

①国民の利用の観点からみて統計の注記に記載するなど公表なしに行われていた点、

②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた点において、
不適切。(P32ア)

○過月分が本来提出されるべき月と、実際に提出された月で二重に加算されるため、年次の統計として過大推計。(P36ア)

○各手続きの最終的な統計作成への影響を精査する役割の担当者が決まっておらず、形式的にも実質的にもいなかったことが過大推計を引き起こした理由(P36イ)

○R1.12分からの前月分合算は、まずは、総務省に報告し意見を確認した上で決定すべきと思われる。

○会計検査対応で二重計上の明確な説明を避け、総務省報告もR2.10に合算処理の見直しが統計委評価部会から承認されたように装った。

○R3.6に改善した集計結果を公表の際、複数月合算や二重計上を明らかにしていない。

○一斉点検で報告しなかったのは事なかれ主義の現れ。(P37-38)

(●直接的原因 ◎間接的原因)

●人的・物的余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もないまま継続された。

◎室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識。

●集計実務を担当する係長・係員が気づきを得られなかった。

◎推計方法の見直し過程で、係長以下と、推計方法を検討していた補佐以上の間で十分な情報共有がなく、情報が分断。室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識も背景。また、係長以下の業務過多。(P39-40)

●「隠ぺい工作」とまでいっかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識

◎管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せず先送りするインセンティブを有する構造的な問題

◎問題の発覚が現職職員の不利益となる構造ゆえに、問題を隠蔽し又は矮小化させるインセンティブを有する構造的な問題 (P40-41)

① 業務過多の解消

② 統計を統合的に理解する職員の配置

③ 職員の専門知識の習得

④ 専門家との相談体制の構築

⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

このほかに、第1章概要等、第2章建設受注統計調査、第3章統計室、第8章追補、第9章終わりに(委員長及び委員長代理より)

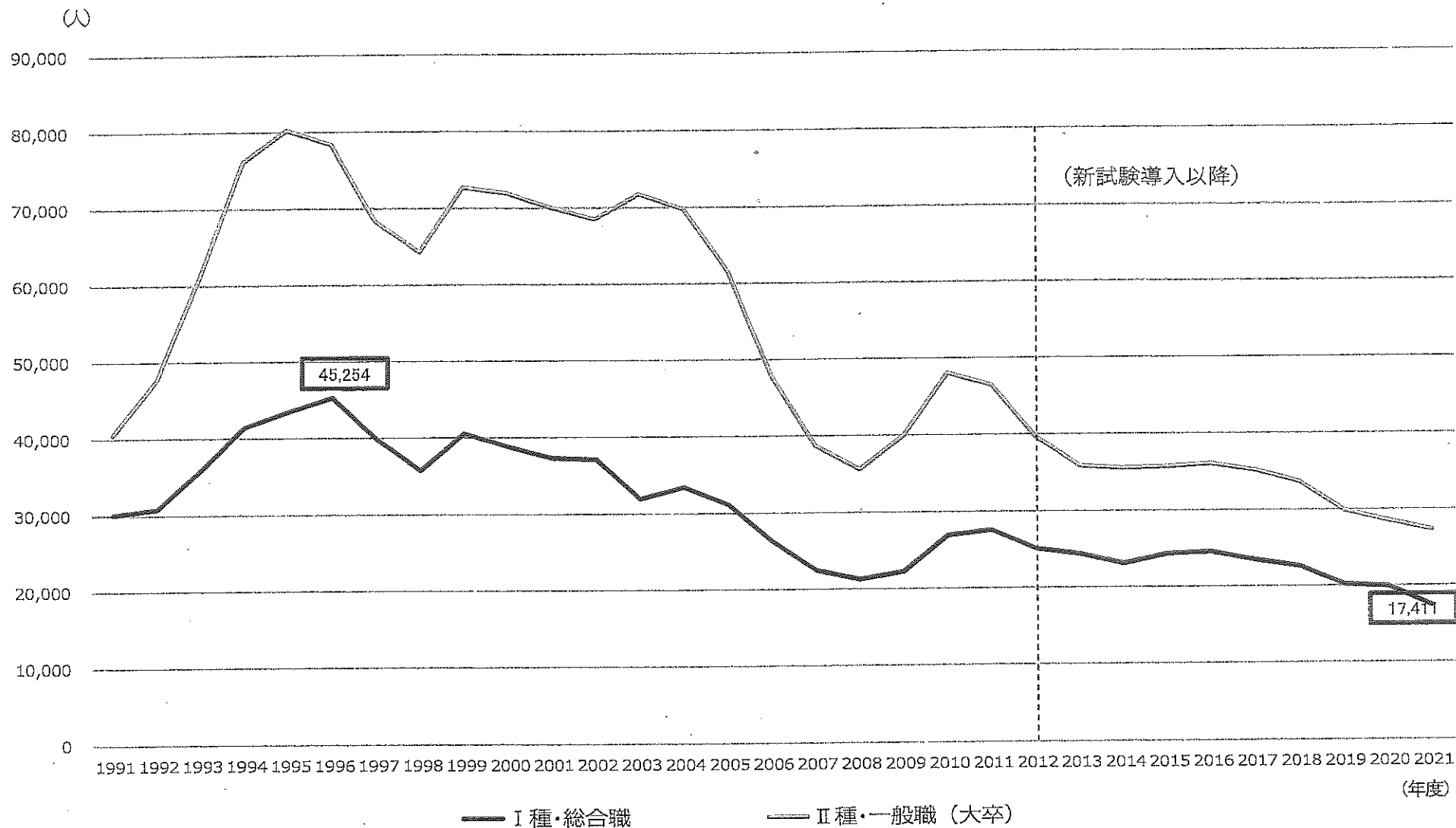
出典：「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会報告書の概要」

令和4年1月 国土交通省 大臣官房(監察担当)より抜粋

令和4年2月14日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(パネル写し)

国家公務員採用試験申込者数の推移【1991年度以降】



【人事院年次報告書等より内閣人事局が作成】

(パネル写し)

出典：人事院年次報告書より内閣人事局作成資料

令和4年2月14日（月）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

(人への投資)

第二に、「人への投資」の抜本強化です。

資本主義は多くの資本で成り立っていますが、モノからコトへと進む時代、付加価値の源泉は、創意工夫や、新しいアイデアを生み出す「人的資本」、「人」です。

しかし、我が国の人への投資は、他国に比して大きく後塵を拝しています。

今後、官民の人への投資を、早期に、少なくとも倍増し、さらにその上を目指していくことで、企業の持続的価値創造と、賃上げを両立させていきます。

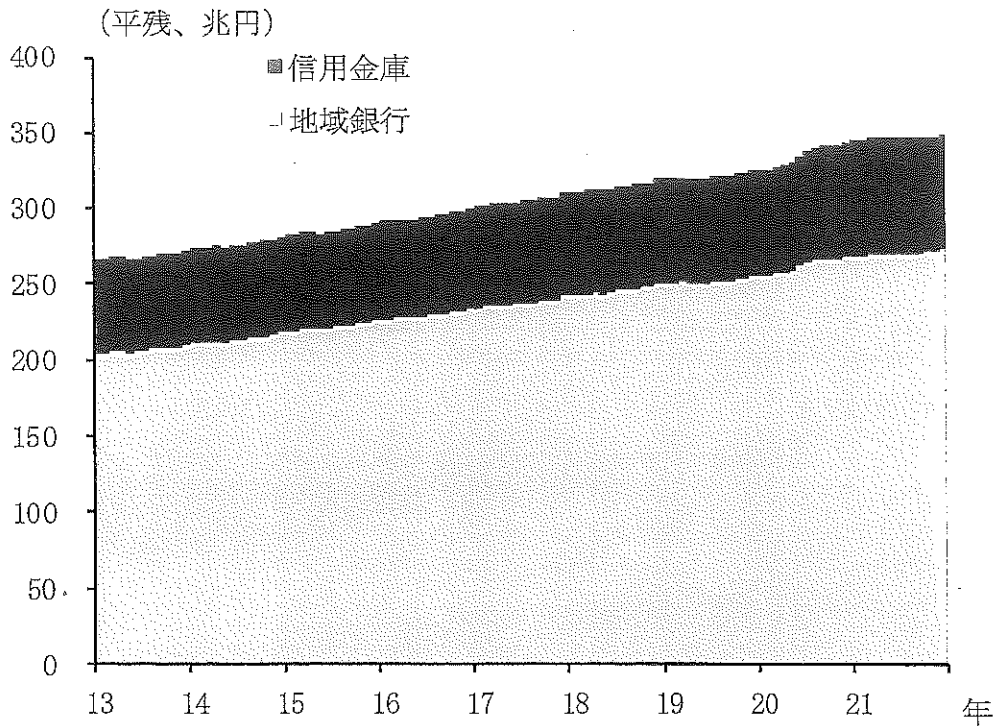
スキル向上、再教育の充実、副業の活用といった人的投資の充実が、デジタル社会、炭素中立社会への変革を円滑に進めるための鍵です。

世界が、産業界が、地域が必要とする、人材像やスキルについて、現場の声を丁寧聞き、明確化した上で、海外の先進事例からも学び、公的職業訓練の在り方をゼロベースで見直します。

人的投資が、企業の持続的な価値創造の基盤であるという点について、株主と共通の理解を作っていくため、今年中に非財務情報の開示ルールを策定します。

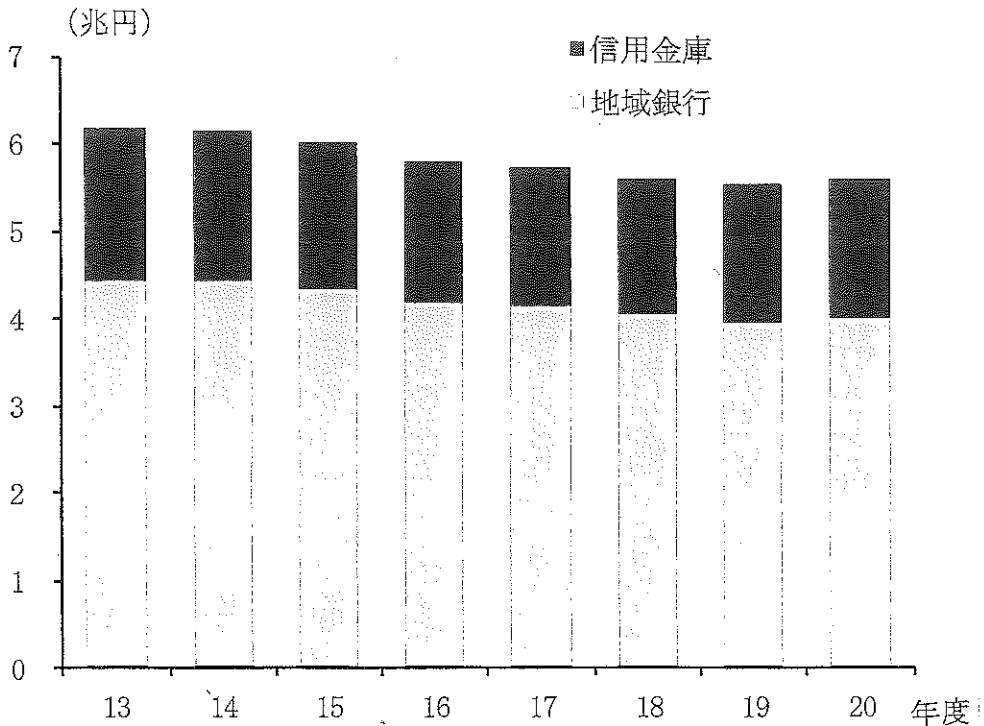
あわせて、四半期開示の見直しを行います。

貸出残高の推移



(注)金融機関向け貸出、中央政府向け貸出を含まない。

業務粗利益の推移



(注)国債等債券損益および投資信託解約損益を除くベース。

(パネル写し)

出典：日本銀行作成資料

令和4年2月14日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

(参 考)

2021年9月22日
日 本 銀 行

気候変動対応オペの概要

趣旨	<ul style="list-style-type: none">民間における気候変動対応を支援するため、わが国の気候変動対応に資する投融資の残高の範囲内で行う資金供給オペレーション
貸付対象先	<ul style="list-style-type: none">気候変動対応に資するための取り組みについて、TCFDの提言する4項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）および投融資の目標・実績を開示している金融機関
貸付期間	<ul style="list-style-type: none">原則1年（繰り返し利用することにより長期の資金調達を可能とする）
貸付利率等	<ul style="list-style-type: none">貸付利率は0%貸出促進付利制度上のカテゴリⅢ（0%付利）を適用補完当座預金制度上の「マクロ加算2倍措置」を適用
気候変動対応に資する投融資	<ul style="list-style-type: none">① 国際原則・政府の指針に適合する投融資<ul style="list-style-type: none">—— 貸付対象先は、基準として用いた国際原則・政府の指針を開示する② ①に準じる投融資<ul style="list-style-type: none">—— 独自の基準を定めている貸付対象先は、その内容を開示する
実施期間	<ul style="list-style-type: none">金融調節上の支障がない限り2031年3月31日まで
今後の予定	<ul style="list-style-type: none">本日から貸付対象先の公募を開始する初回のオペは12月下旬にオファーする予定（それ以降は、原則として年2回オペを実施）

出典：日本銀行作成資料

令和4年2月14日（月）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

2021年12月23日
日本銀行

気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの実施結果

1. 概要

貸付実施の通知日時	2021年12月23日 (午前9時30分)
貸付日	2021年12月24日
返済期日	2023年1月30日

2. 貸付予定総額

貸付予定総額	20,483億円
--------	----------

(参考) 対象投融資の残高^(注)

基準時点	2021年9月末
対象投融資の残高	24,761億円

(注) 今回の貸付にあたり、本オペの貸付対象先から報告された「わが国の気候変動対応に資する投融資残高」の合計。これが貸付限度額となる。

以上

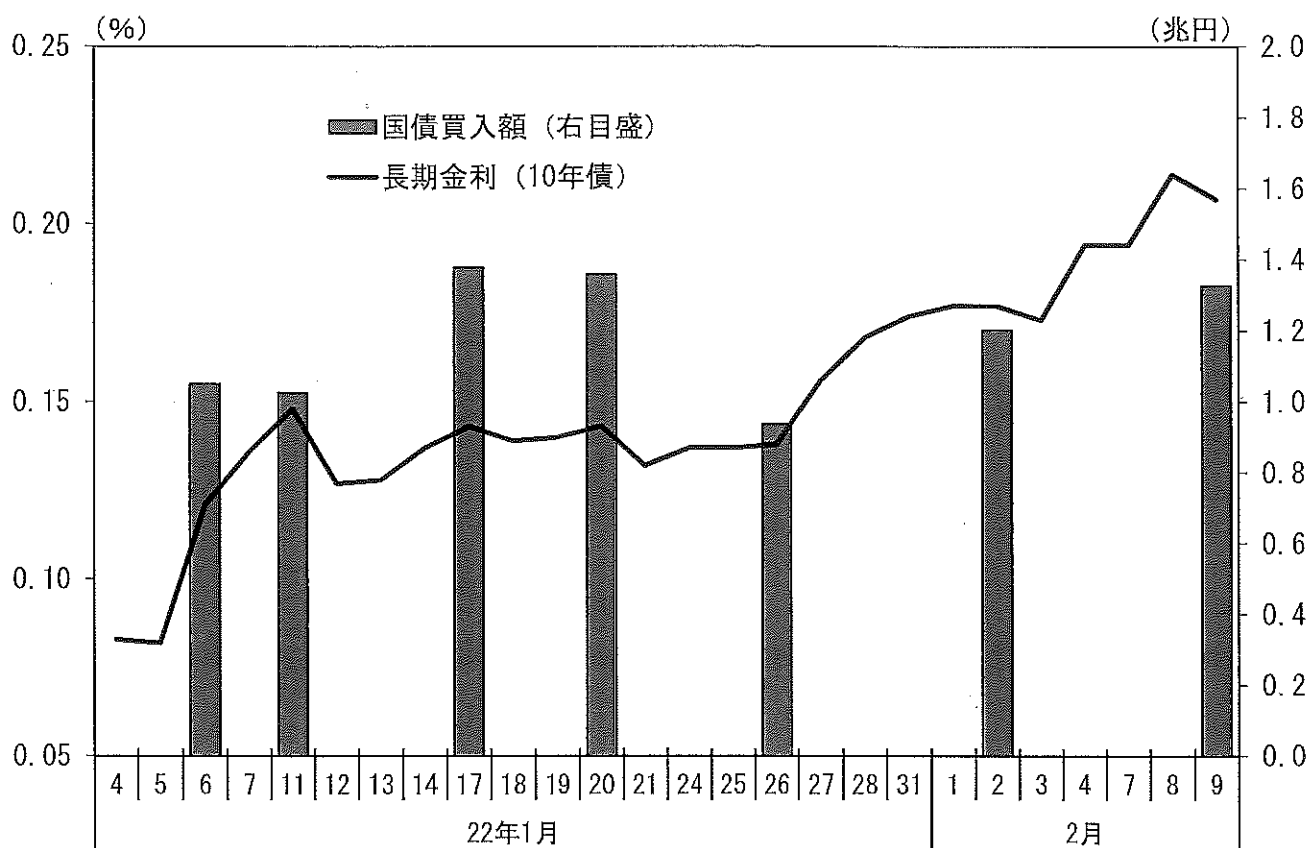
<本件に関する照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課 03-3277-1272

出典：日本銀行作成資料

令和4年2月14日(月)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

長期金利と日本銀行の国債買入額



(注) 国債買入額はオファー日ベース。国庫短期証券を除く。

(出所) 日本銀行、Bloomberg

出典：日本銀行、Bloomberg 作成資料

令和4年2月14日（月）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

R4.1/17時点
内閣府 地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定(4月20日変更))」及び「新型コロナウイルス感染症総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

- **予算額**
[令和2年度]
第1次補正予算1兆円・第2次補正予算2兆円・第3次補正予算1.5兆円
※このほか予備費も措置

[令和3年度]
補正予算6.8兆円 ※このほか予備費も措置

- **交付対象者・交付方法**
地方公共団体(全都道府県・全市区町村)が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

○ 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

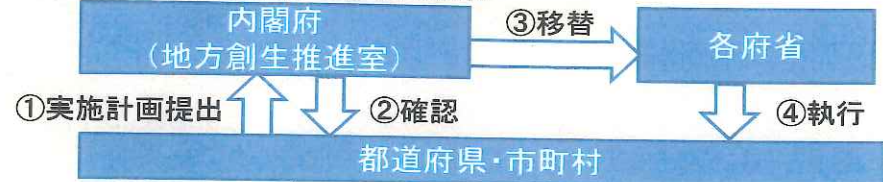
- ・ 緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業
①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築
- ・ 総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- ・ 令和3年経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に掲げられた3つの柱に含まれる事業
①新型コロナの感染拡大防止、②「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

○ 地方単独事業分

- (令和2年度第1次補正)
 - ・ 人口、財政力、感染状況等に基づき算定(0.7兆円)
※このほか、0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分
- (令和2年度第2次補正)
 - ①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分(1兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
 - ②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1兆円)
人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※500億円を今後の感染拡大に備えて留保
- (令和2年度第3次補正)
 - ①感染症対応分(0.5兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
 - ②地域経済対応分(0.5兆円)
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※このほか、0.2兆円は飲食店への協力金等のための即時対応分
0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分
- (令和3年度補正)
 - ①感染症対応分(0.5兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
 - ②地域経済対応分(0.5兆円)
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※このほか、0.2兆円は今後の感染状況を踏まえて留保
0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

○ 所管及びスキーム 内閣府(地方創生推進室)

※ただし、各府省に移し替えて執行



○ 国庫補助事業等の地方負担分

各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分

○ 事業者支援分

感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用。計6,000億円(予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分5,000億円、市町村分1,000億円)

○ 協力要請推進枠等

時短要請に応じた飲食店等に対して、地方公共団体が協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する。計8.6兆円

○ 検査促進枠

登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援に対して、地方創生臨時交付金を追加配分する。計0.3兆円

【参考】予算の状況 [令和4年1月中旬時点]

予算総額は計15.2兆円(うち未交付決定額は6.1兆円)
(6.1兆円の内訳は、
地方単独事業分・国庫補助事業等の地方負担分等：1.7兆円、
協力要請推進枠等4.1兆円、検査促進枠：0.3兆円)

平成26年11月21日

京都府連で活動費を取り扱った場合の寄附・交付金について（案）

候補者	府議会議員	京都市会議員	金額
伊吹 文明	林田、池田 植田、小巻 秋田	小林、山本、中村、 寺田、加藤、津田、 香川、下村、椋田、 島本	15人×50万円＝ 750万円
上中 康司	石田、荒巻 菅谷	大西、桜井、内海、 富、吉井	8人×50万円＝ 400万円
宮崎 謙介	前波、渡辺 安田、能勢	高橋、繁、橋村、 中川	8人×50万円＝ 400万円
田中 英之	二之湯、近藤 田中、桂川 片山	井上、山元、田中明、 西村	9人×50万円＝ 450万円
谷垣 禎一	井上、池田、 四方、多賀、 巽		5人×50万円＝ 250万円
安藤	村田、藤山、 園崎、中川、 尾形、兎本		6人×50万円＝ 300万円
	28人	23人	51人×50万円 ＝2,550万円

出典：令和4年2月11日付 文春オンライン記事中で引用されていた写真より抜粋
令和4年2月14日（月）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
①	明風会	7,500,000	H26/11/26	東京都千代田区平河町2-3-1074 オズマンション平河町201	伊吹 文明	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附					
	合計	7,500,000				

[エラーチェック済]

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
37	自由民主党本部	2,000,000	H26/10/31	東京都千代田区永田町1-11-23	
38	自由民主党本部	12,000,000	H26/11/26	東京都千代田区永田町1-11-23	
39	自由民主党本部	2,000,000	H26/12/24	東京都千代田区永田町1-11-23	
④⑩	自由民主党京都府第二選挙区支部	4,000,000	H26/11/26	京都市左京区東大路通仁王門上る北西前町487	上中康司
④⑪	自由民主党京都府第三選挙区支部	4,000,000	H26/11/28	京都市伏見区京町10丁目1117-2	高崎謙介
④⑫	自由民主党京都府第四選挙区支部	4,500,000	H26/11/27	京都市右京区西院三蔵町35辻田ビル2階	田中英之
④⑬	自由民主党京都府第五選挙区支部	2,500,000	H26/11/28	福知山市末広町1-1-1中川ビル402	谷垣禎一
④⑭	自由民主党京都府第六選挙区支部	3,000,000	H26/11/27	宇治市小倉町神楽田35-1 MSKビル1階	安藤裕
	合計	64,573,310			

出典：自民党京都府連 平成26年分 収支報告書より抜粋
(ただし、手書き部分は階猛事務所にて記載)

令和4年2月14日(月) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

年月日	支出の目的	金額	支出先(団体)	議員名(代表者名)
西暦2014.11.28	交付金	500,000	自由民主党京都府京都市伏見区第二支部	繁隆夫
西暦2014.11.28	交付金	500,000	自由民主党下京第一支部	下村明?
西暦2014.11.28	交付金	500,000	自由民主党京都府京都市山科区第二支部	菅谷寛志
西暦2014.11.28	交付金	500,000	自由民主党京都府京都市東山区第三支部	内海崑夫
西暦2014.11.29	交付金	500,000	自由民主党京都府京都市山科区第三支部	富喜久夫
西暦2014.11.29	交付金	500,000	自由民主党京都府京都市西京区第三支部	近藤永太郎
西暦2014.11.29	交付金	500,000	自由民主党京都府京都市中京区第三支部	加藤盛司
西暦2014.11.29	交付金	500,000	自由民主党京都府京都市伏見区第五支部	前波健史
西暦2014.11.29	交付金	500,000	自由民主党京都府京丹後第一支部	巽昭
西暦2014.11.28	寄付	500,000	中川一雄を励ます会	中川一雄
西暦2014.11.28	寄付	500,000	中村三之助と哲の会	中村三之助
西暦2014.11.29	寄付	500,000	香川佐代子政経懇話会	香川佐代子
西暦2014.11.29	寄付	500,000	衣笠政経懇話会	小林正明
西暦2014.11.29	寄付	500,000	養会	山本恵一
西暦2014.12.1	寄付	500,000	寺田かずひろ政経懇話会	寺田一博
西暦2014.11.28	寄付	500,000	地域福祉研究会	植田喜裕
西暦2014.11.29	寄付	500,000	洛北政経研究会(洛北政策研究会?)	石田宗久
西暦2014.11.29	寄付	500,000	南京都地域政策研究会	村田正治
西暦2014.12.5	寄付	500,000	多賀久雄まちづくり研究所	多賀久雄
西暦2014.11.28	寄付	500,000	地域創生研究会	桂川孝裕
西暦2014.11.29	寄付	500,000	八山会	中川貴由
西暦2014.11.28	寄付	500,000	安政会	安田守
西暦2014.11.29	寄付	500,000	昌風会	能勢昌博
西暦2014.12.15	寄付	500,000	丹州政治連盟	四方源太郎
西暦2014.12.15	寄付	500,000	田中英夫後援会	田中英夫
西暦2014.12.15	寄付	500,000	うもと和久後援会	鬼本和久(代表者は別)
西暦2014.12.1	寄付	500,000	稜風の会	大西均?
西暦2014.11.29	寄付	500,000	田中あきひで後援会	田中明秀
西暦2014.12.15	寄付	500,000	井上重典励ます会	井上重典(代表者は別)
西暦2014.11.28	寄付	500,000	おがたけんを育てる会	尾形賢(代表者は別)
西暦2014.12.8	寄付	500,000	片山せいじ後援会	片山誠治(代表者は別)
西暦2014.11.28	寄付	500,000	わたなべ邦子政策研究会	渡辺邦子
西暦2014.11.29	寄付	500,000	池田政経懇話会	池田正義
西暦2014.11.28	寄付	500,000	公信会	秋田公司
西暦2014.12.2	寄付	500,000	調和ある社会を実現する会	二之湯真土
西暦2014.11.28	寄付	500,000	小巻みつじ政策研究会	小巻實司
西暦2014.11.28	寄付	500,000	アラマキリュウゾウ会	荒巻隆三
西暦2014.11.28	寄付	500,000	林田ひろし後援会	林田洋
西暦2014.11.29	寄付	500,000	洛北会	池田岩太?
西暦2014.11.29	寄付	500,000	そのまき弘道くんを育てる会	園崎弘道
西暦2014.11.29	寄付	500,000	藤山ゆきこ後援会	藤山裕紀子
西暦2014.11.28	寄付	500,000	橋村芳和後援会	橋村芳和
西暦2014.11.29	寄付	500,000	高橋泰一朗後援会	高橋泰一朗
西暦2014.11.28	寄付	500,000	食と緑を考える会	山元昭紀?
西暦2014.11.29	寄付	500,000	西村よしなお後援会	西村義直
西暦2014.12.3	寄付	500,000	島本京司後援会	嶋本京司
西暦2014.11.29	寄付	500,000	井上与一郎後援会	井上与一郎
西暦2014.11.29	寄付	500,000	章友会	吉井章
西暦2014.12.7	寄付	500,000	大志会	津田大三
西暦2014.11.28	寄付	500,000	さくらい泰広後援会	桜井泰広
西暦2014.12.11	寄付	500,000	京都市政安穩会	植田隆知

25,500,000

出典：自民党京都府連 平成26年分 収支報告書を基に階猛事務所にて作成
令和4年2月14日(月) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

平成26年11月25日

自民党京都府連

会長 西田 昌司 殿

自民党京都府支部連合会

幹事長 近藤水太郎

事務局長

第47回衆議院議員総選挙における府議会議員、京都市会議員に対する活動費の支給について

標記の選挙が、去る11月21日解散、12月2日公示、同14日投・開票で執行されます。については、従来から選挙活動をより活性化させるために、原資は別紙の算定で各候補者から振込み(持参)により、京都府連から活動費として支給(交付)していますので、今回、各候補者も了解であることから、来る11月29日(土)午前10時からの選対会議終了後に支給(交付)することとしてよろしいか。

なお、京都府連からの支給(交付)にすることは、府連経由でマネーロンダリングすることにあります。

以上